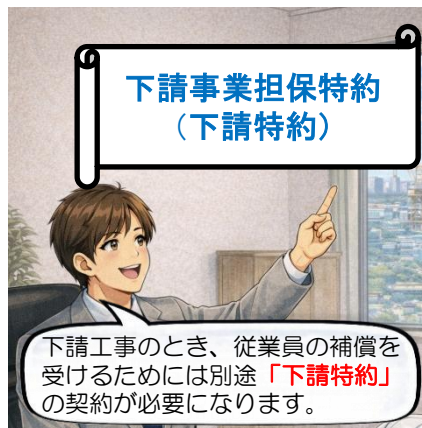


建設業の事業主の皆様

労保連労働災害保険の「下請事業担保特約」をご存じですか？



取扱事務組合

全国労保連 都道府県支部

詳しくは裏面へ

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

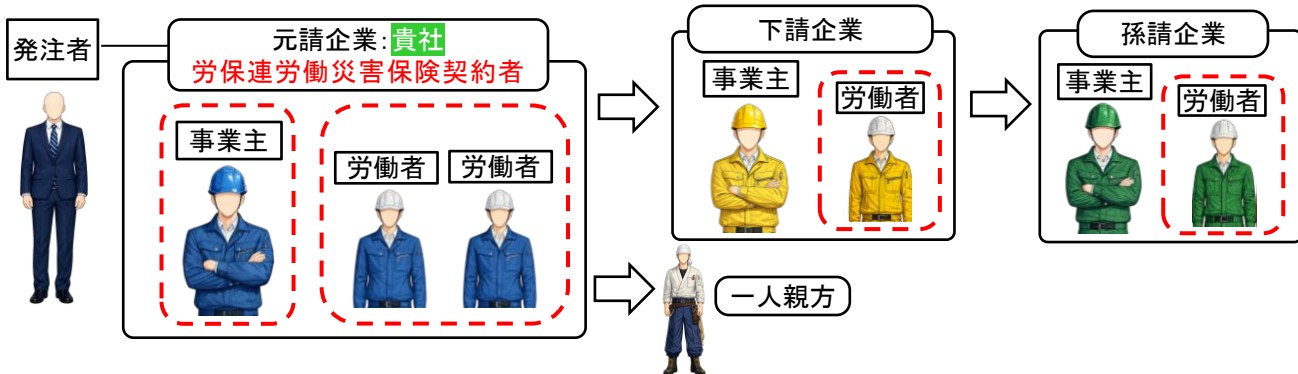
〒102-0076
東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル
TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880

建設業の事業場の補償の範囲と下請事業担保特約(下請特約)について

で囲まれた方が補償されます。(事業主、一人親方は特別加入者)

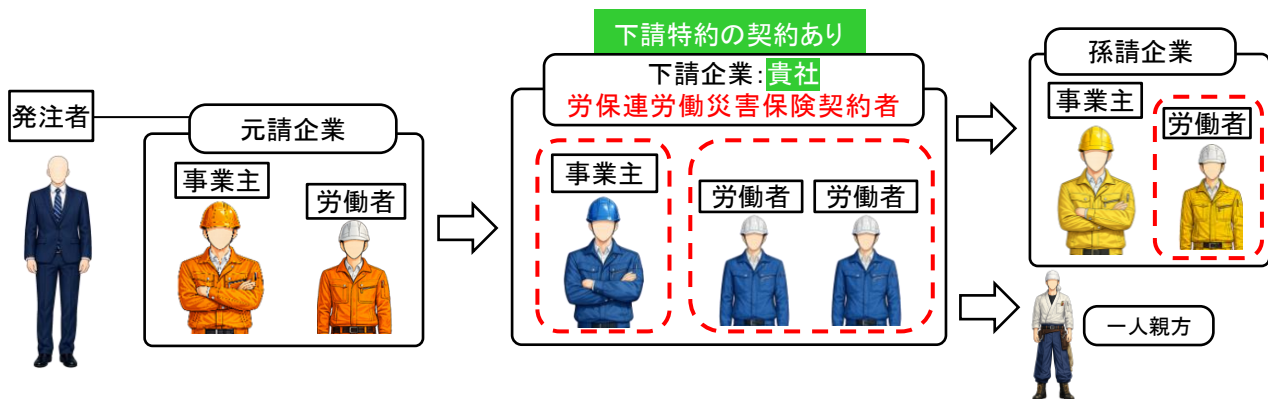
労務费率方式

・契約事業場(貴社)の元請工事現場の労災に対しては、貴社の労災が適用されるので、下請事業場の労働者も補償されます。



貴社が元請企業の場合、貴社の事業主、労働者が補償されます。⇒ 下(孫)請企業の労働者も補償されます。

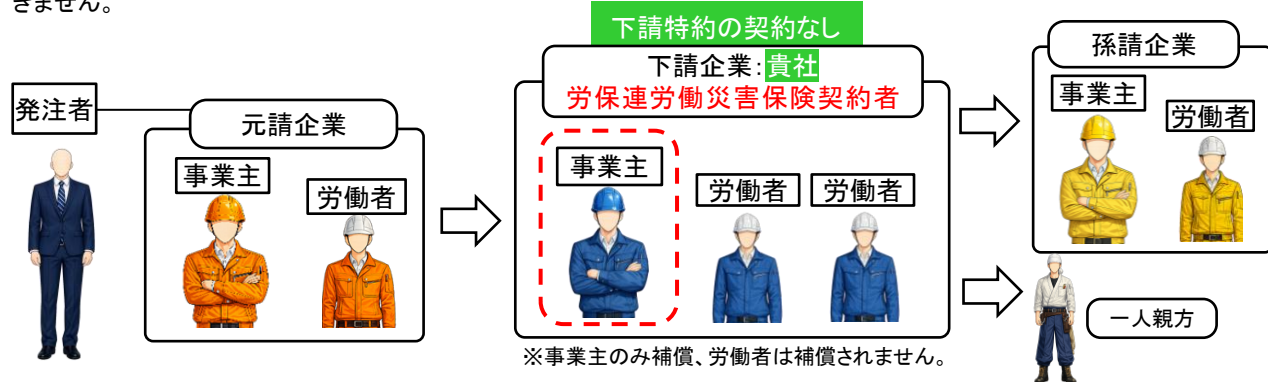
・契約事業場(貴社)の下請工事現場の労災に対しては、元請企業の労災が適用されるので、別途「下請事業担保特約(下請特約)」の契約をすることで、貴社の労働者、孫請事業場の労働者も補償を受けることができます。



元請企業の労災が適用 ⇒ 貴社が下請企業の場合、基本契約に加え、「下請特約」の契約をすることで、貴社の労働者、孫請企業の労働者も補償されます。

※貴社の事業主は基本契約で補償されます。

・なお、「下請事業担保特約(下請特約)」の契約をしていないと、貴社の労働者、孫請事業場の労働者は補償を受けることができません。



※事業主のみ補償、労働者は補償されません。

元請企業の労災が適用 ⇒ 貴社が下請企業の場合、貴社の労働者、孫請企業の労働者は補償されません。

「下請特約」の契約をすることが必要になります。

※貴社の事業主は基本契約で補償されます。